

(様式XVI-4)

試験場研修に関する契約書

平成 年 月 日

甲 長野県〇〇試験場長 〇〇〇〇 印
乙 (申請者) 住所
氏名 印

長野県〇〇試験場長〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と△△代表者△△△△ (以下「乙」という。)は、長野県農業関係試験場研修者受け入れ要領及び次の条項に従い、研修者の受け入れに関する契約を締結する。

(受け入れを行う研修者)

第1条 甲は乙の申請により次の研修者を受け入れる。

(1) 研修者の住所・氏名

住所

氏名

申請者との関係

(2) 研修の目的

(3) 研修の期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

(受け入れの経費)

第2条 研修者の研修のために要する経費は□□□□の負担とする。

(注：乙あるいは研修者のいずれかを明記する)

(損害賠償)

第3条 研修者の故意又は重大な過失により、甲が提供した設備等に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(傷病等の措置)

第4条 研修期間中における傷病等については、甲の故意又は重大な過失によるものでない限り、甲はその責を負わず乙の責任において措置するものとする。なお、研修者は原則として傷害保険に加入するものとする。

(研修者に対する甲の指示)

第5条 研修者は研修期間中、甲の指示に従うものとする。

(研修の中止等)

第6条 甲は、研修者について研修にふさわしくない行為があったとき、又は所定の研修を終了する見込みがないと認めるときは、研修を中止又は停止することができる。

2 甲は、天災その他やむを得ない事由があるため、この契約に基づく研修者の受け入れ、又は研修の継続が困難となったときは、速やかに乙にその旨を通知し、協議の上、研修者の受

け入れを中止することができる。

3 甲は、前2項の規定により研修を中止したときは、納付された研修経費は返戻しないものとする。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙、及び研修者は、いずれかがこの契約に正当な理由なくして違反したときは、一方の当事者はこの契約を解除することができる。

(契約の変更)

第8条 この契約を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、変更するものとする。

(協 議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたとき又はその他必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

(A 4縦とする)